

きょうどう

2020年8月1日号

NO. 33

経営理念

- 納税者の権利を守り、経営と暮らしの発展をめざします。
- 憲法を擁護し、民主的・公正な税制と税務行政の確立をめざします。
- 地域と共存し、中小事業者と社会の発展に貢献します。



イデベンチャー(菊池市原) 平成30年撮影
写真提供 きくちふるさと水源交流館

歴史の転換点を迎えた！

代表社員・税理士 荒尾寿味雄

今年も盛夏を迎えました。皆様方にはいかがお過ごしでしょうか？

さて我が国では、年初からの新型コロナウイルス感染症の発生から蔓延、感染拡大に伴う自粛や規制が、公的にも私的にも、生活面・営業面はじめ様々な局面に大きな影響と打撃、混乱を巻き起こしています。緊急事態宣言解除とともに、経済活動が再開されて元の日常の復活に向かったところで、再び感染が拡大・増加に転じています。

折しも、七月初めからの豪雨が各地に雨禍をもたらしたし、地域の有様を一変させる大災害となりました。被災された皆様には衷心よりお見舞い申し上げます。盛夏の暑さの中での復旧作業に十分お気を付けください。

コロナ危機からやっと立ち上ろうとした矢先の雨禍は、被災者の困苦に追い打ちをかけました。このような状況での日本社会の脆弱さや矛盾があぶりだされる結果となっています。一方、この危機を契機に今までの価値観を見直し、過去にとらわれないこれからの新しい進行方向を見つけ出す動きも始まっています。歴史を停滞から前進へ転換する好機ともなっています。

コロナ禍で打撃を受けた国民生活と業界を支援し、回復を図る政策として、付加価値税(消費税に当たる間接税)の減税が今世界の流れとなっています。税率引き下げや納税免除など減税措置を実施した国は十九カ国に達しており、さらに増加する見込みです。わが国でも減税を求める意見がだされている今、この声をもっともつと大きくして、危機に瀕している日本経済と国民生活の回復・再生への力づけとしたいものです。

「雨にもまけず、風にもまけず、夏の暑さにも、コロナの感染にもまけず」この夏を乗り切りましょう。

今こそ 消費税5%に!!

～～日本復活へ“待ったなし”～～



新型コロナウイルス感染症の流行・拡大が、世界と日本の経済を縮小させています。さらに7月初めからの各地での豪雨災害が追い打ちをかけ、地域経済を支える中小企業・事業者に大きな打撃を与え、私たちの暮らしにも様々な影響が及んでいます。こうした中、深刻な打撃を受けた生業の回復で疲弊した経済を活性化させ、国民生活を安定化させる、抜本的で有効な政策が望まれます。

《2度の増税と災禍・災害》

日本経済は、「アベノミクス」により景気浮揚が図られるはずでしたがそうはならず、安倍自公政権の下での2度にわたる消費税増税の強行によって、暮らしと経営への深刻な打撃が続いています。昨年10月の10%への増税は、失速していた日本経済の足を引っ張り「景気後退期」に誘い込み、今年初めからの新型コロナウイルス感染症の流行・拡大によって、徹底的なダメージとなりました。

さらに7月初めからの、日本各地で発生した豪雨災害が市民生活と経済活動全般に甚大な被害をもたらしており、地域を支える市民の暮らしと生業の再建が危ぶまれる状況となっています。「コロナ危機」からやっと抜け出そうとしているときの「豪雨災害」のダブルパンチを受けた国民への、国としての支援の姿勢と責任が問われるところです。

《消費税減税が世界の流れ》

世界では、消費税（付加価値税）の減税によって「コロナ危機」で打撃を受けた業界を支援し、経済の回復を図る流れが広がっています。「消費を底支えするためには速度が必要だ。期間限定なのは速度が必要だからだ。人々は買い物に行き、生活への自信も復活するだろう」（ドイツのシュルツ副首相兼財務相）と消費税減税の効果を語っています。（表1参照）

《もっとも簡素・公平・効率的》

消費税減税は、事業者への給付金と違って中間企業への手数料もなければ振込の手間もかからず、事業者支援としては最も簡素・公平で効率的な手法です。国民にとって消費税減税は、毎日の買い物のたびに恩恵が現れます。消費を刺激し内需を増やし、地域の景気を元気にします。消費税減税は、事業者・消費者双方にとって有益かつ有効な、今こそ必要な経済対策と言えます。

《いま、声を上げるとき》

日本で消費税減税ができないはずはありません。国民各界から減税を求める声が出されており、政権党である自民党内からも減税の意見が出されています。「5%への引下げ」は、十分現実性のある、しかも今こそ実行すべき必然性のある要求です。税金の使い方を改める大きな政策の転換も実施されています。税金の使い方・集め方を、国民をコロナから守る、災害からの回復・復興を図る、そこから日本を復活させる—そのような税の仕組みに変えさせるために、今こそ「消費税を5%に」の声を大きくするときです。（荒尾寿味雄）

消費税廃止したマレーシア好況

2018年6月から消費税（GST）を0%にし、実質的に廃止したマレーシアでは景気が上向き、同年後半から法人税や所得税などの直接税が前年度比11%も伸びました。法人税収は過去最高額になり、GDP（国内総生産）も予想を上回り、国営石油公社からの税金や受取配当金も増え、消費税を廃止した後の代替りの財源の心配はなくなりました。法人税や所得税の最高税率の引き上げも税収増につながり、不動産譲渡益への課税強化や清涼飲料水への物品税、飛行機で出国する旅行者へ出国税を課す、カジノのライセンス料やカジノ税を引き上げるなどの税収増を図り、消費税に代わる財源を十分に確保しました。歳出では、高速鉄道などの大型プロジェクトの延期など、前政権時代の無駄な歳出予算を削りました。（全国商工新聞 2020.7.13号「消費税減税で景気刺激」＝元静岡大学教授（税理士）湖東京至氏を転載）

<表1>

諸外国での主な付加価値税の減税措置

国名	減税の対象・課税区分	現行税率	減税税率	期間	予算規模等
イギリス	外食・テークアウト、ホテル、劇場、観光施設	20%	5%	2020.7.15	41億ポンド (5540億円)
				2021.1.12	
ドイツ	標準税率	19%	16%	2020.7.1	200億ユーロ(2.5兆円)
	軽減税率	7%	5%	2020.12.31	
	外食	19%	7%	2020.4～	
ブルガリア	レストランの食事代(酒除く)、離乳食、衛生用品、書籍など	20%	9%	2020.7.1	
				2021.12.31	
オーストリア	飲食店の飲食代(アルコール・発泡酒)、芸術作品、本、雑誌、など	軽減税率	5%	2020.7.1	9億ユーロ (1125億円)
		10・13%		2020.12.31	
韓国	年間売上高6千万ウォン(540万円)以下の事業者(簡易課税適用者)	10%	納税免除		90万者@20～80万ウォン
				2021.12	
中国	標準税率	13%	3%		中小企業対象
	軽減税率	9・6%	1%		
	*湖北省		納税免除	20/3～5	

*他にもノルウェー、ベルギー、ギリシャ、キプロス、コロンビア、ブルガリア等が減税実施。(全国商工新聞20.7.13号、しんぶん赤旗報道資料等を基に編集)

こころのふるさと 人吉に寄す

荒尾代表社員は、55年前の球磨川水害直後から3年間人吉税務署に勤務し、青春時代を走り抜けました。その3年間の熱い思い出を「ひとよしくま市民劇場50年のあゆみ」で語っています。「こころのふるさと人吉」の復旧・復興を願って、ご紹介いたします。(文章は一部割愛)

賛50年！ 青春を共に・草創期のメモワール

1965(S40)年7月10日、私は熊本税務署(当時)から人吉税務署への転勤命令を受けた。7月半ば、熊本駅から八代駅を経て球磨川を遡るにつれて、トンネルをくぐり山間深くなるばかり。球磨川の沿岸には畳や布団、木片などがあちこちにひっ掛かっている。7月3日の球磨川大水害から10日余りしか経っていなかった。

人吉では下宿に入り、昼間の勤務終了後—アフターファイブ—は暇だった。労音があると知り早速事務所を訪ねてみた。駒井田町の事務所には事務局員の「きょうこちゃん=小城叶子さん」が、「だーれも来なはらんとですよ」と一人所在なさそうにしていた。早速労音に入り、自分としては「労演」を作りたいことを提起し協力者を探した。演劇専門の労演づくりの話は単純ではなかった。そこでなにがしかの活動資金づくりのために無声映画鑑賞会をすることとなった。松田春翠弁士の活弁での鑑賞会は弾みとなった。第2弾を市内の映画館を借り切って、日本初のベトナム映画『キム・ドン』上映に取り組むこととなった。実行委員諸氏の懸命な活動で2日4回(記憶)の上映がほぼ満員状態となり、館主に「ここ数年ぶりの賑わいでした」と感謝されて成功を収めた。

三原竹二氏は著書【霧の盆地に拓く文化】に「1966年8月21日に設立総会をもち、人吉労演(後に市民劇場)が発足。この時には労音運営委員の3分の2近い人たちが労演運営委員に移っていきました。郡部の青年演劇組織もこれを支えたのです。」とその状況を記し、『労演に乗っ取られやせんかと心配した』と述懐された。私は熊本労演での活動経験のすべてを準備会から発足に至る活動に傾注した。このような経過から、発足と同時に初代事務局長の任務に就くこととなった。発足はしたものの小舟で荒海に漕ぎ出したようなものだった。いつ転覆してもおかしくないようなものである。700弱の客席に空席が目立つ例会が続き、劇団への支払いの金策に走り回り、あるいは準備ができないまま「何とか月賦支払いで」とお願いしたり、ゆっくりと芝居を見る暇などない例会ばかり。そのような事務局長の任務を、2年後の総会で後藤安夫さん(福岡銀行・故人)に引継いで、その夏3年間の人吉勤務から次の任地へ、単身で赴任して今度は2人で加久藤峠を越えることとなった。

人口4万(当時)の小都市での組織建設・維持が果たしてできるか…。周囲は期待と不安で見守る中、小都市労演のモデルとも評価されて、後事を託した人吉・球磨の市民が50年という歴史を作ってくださいました。本稿を起すについては、最も歴史を語るに相応しい、苦難を乗り越えてきた同志達があるのに、50年という年月の経過でその多くが鬼籍に入っている現実があります。私も後期高齢者の仲間に入ります。多くの同志を偲び、若く輝いた青春時代と人吉労演の草創期を共にできたことを喜び合い、歴史を紡いで下さった人吉・球磨の皆さんに敬意を表し感謝申し上げます。今後の50年に向かってさらなる前進を期待してやみません。

(2016年6月:荒尾壽味雄)

令和2年度税制改正

令和2年度税制改正が3月27日可決成立しました。今回は中小事業者等の納税者の方々に関係の深いと思われる改正項目を見てみましょう。

I 個人所得課税

(1) 未婚のひとり親に対する税制上の措置税制改正及び寡婦（寡夫）控除の見直し

今回の税制改正の大きな改正項目が、この未婚のひとり親に対する控除の創設と寡婦（寡夫）控除の見直しです。改正前の制度では、婚姻を前提とした制度であるうえ、男女間で控除額に差があるなど問題のある制度でしたが、今回これらの見直しが行われました。

①ひとり親控除の創設

婚姻歴に関わらず、「ひとり親」の要件に該当するときは、35万円が控除されます。要件は次のとおりです。

- (ア) 生計を一にする子を有すること
- (イ) 合計所得金額が500万円以下であること
- (ウ) 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと

※ 寡夫控除は、ひとり親控除に一本化

②寡婦控除の改正

上記以外の寡婦については、500万円の所得制限を設けたうえで、引続き寡婦控除として27万円が控除され、子以外の扶養親族を持つ寡婦についても寡婦控除が受けられます。

配偶関係			死別		離別		未婚の ひとり親 ～500万	
			～500万	500万～	～500万	500万～		
本人が女性	扶養親族	有	子	35	—	35	—	35
		子以外	27	—	27	—	—	
	無	27	—	—	—	—		

財務省パンフレット「令和2年度税制改正」より一部転載

(2) 低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除の創設

一定の低未利用土地等を譲渡した場合に、長期譲渡所得の金額から100万円を控除する措置が創設されました。

主な要件は、

- ①500万円以下の譲渡であること
- ②所有期間が5年を超えること
- ③都市計画区域内に存在すること
- ④市区町村の長の確認がされたものとなっています。

※適用時期：令和2年7月1日から令和4年12月31日までの譲渡

II 法人課税

(1) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の見直し

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額（30万円未満）の必要経費算入の特例について、次の見直しを行った上で、適用期間が2年延長されました。（令和4年3月31日まで）

- ①対象法人から連結法人を除外
- ②常時使用する従業員の数の要件が500人以下（改正前：1000人以下）に引き下げ。

なお、個人事業主の方も同様に2年延長となっています。

(2) 交際費の損金不算入制度の延長等

交際費等の損金不算入制度について、一定の見直しが行われた上で、適用期限が2年延長されました。（令和4年3月31日まで）

これにより、中小法人の定額控除限度額（年800万円）及び接待飲食費の50%の損金算入の特例の適用期限も2年延長されました。

III 資産課税

(1) 所有者不明土地等に係る固定資産税の見直し

所有者不明土地等が全国的に増加しており、固定資産税の課税上の課題に対応するため、次の措置が講じられました。

○土地又は家屋の登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間において、現に所有している者（相続人等）に対し、市町村の条例で定めるところにより、住所・氏名等必要な事項を申告させることができる。（令和2年4月1日以降）

○調査を尽くしてもなお固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合、事前に使用者に対して通知した上で、使用者を所有者とみなして、固定資産税を課すことができる。

（令和3年度以後の年度分から適用）

IV 消費課税

(1) 法人に係る消費税の申告期限を延長する特例の創設

企業の事務負担の軽減や平準化を図る観点から、法人税の申告期限の延長の特例を受ける法人について、消費税の申告期限を1月延長する特例が創設されました。

※令和3年3月31日以後終了する事業年度末の属する課税期間から適用されます。

※延長された期間の消費税の納付については、利子税を併せて納付することとされます。

コロナ感染症支援対策の概要 (2020.7.17 現在)

◆持続化給付金

- 事業継続を下支えし、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金。(返済不要)
- 《給付額》 **法人；上限200万円個人事業者；上限100万円** (給付額は、下記①の減少に応じて計算された額)
- 《支給の対象》 ①売上が昨年同月比で50%以上減少した者 (いずれかのひと月で可)
②中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者。
医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など会社以外の法人。

◆家賃支援給付金

- 売上の減少に直面する事業の継続をささえるため、地代・家賃の負担の軽減を目的として賃借人(かりぬし)である事業者に対する給付金。(返済不要)
- 《給付額》 **法人；上限600万円個人事業者；上限300万円** (給付額は、申請時の直近1ヶ月における支払賃料(月額)に基づき計算)
- 《支給の対象》 ①売上が昨年同月比で50%以上減少した者 (いずれかのひと月で可)
又は、連続する3ヶ月の合計で前年同期比30%以上減少した者。
②上記、持続化給付金と同様。

◆雇用調整助成金

- ＜従前の特例適用が拡充された＞
- 《助成の趣旨》 企業が売り上げ減少などで事業の縮小を余儀なくされ、被用者(労働者)を休業させて雇用を維持した時に支払う休業手当に対する助成。
- 《対象事業主》 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける全事業主。
- 《対象労働者》 雇用保険被保険者でない労働者も助成金の対象に含める。
- 《助成率》 大企業2/3 (3/4) 中小企業4/5 (10/10) / () = 全員を雇用継続する場合
- 《適用期間》 令和2年4月1日から同年9月30日までの休業等

◆納税の猶予や減免、申告期限の延長

- 【納税猶予特例】 *2020年2月以降の任意の期間(1か月以上)、収入が、前年同月比20%以上減少したすべての事業者について*無担保、延滞税なし。1年間の猶予。
*基本的にすべての税を対象。

- 【固定資産税の軽減】 *中小事業者の固定資産税・都市計画税について*今年の2～10月間の任意の3か月間の売上が、前年同期比30%以上減少した場合1/2に軽減
*50%以上減少した場合全額免除*令和3年度に適用される。

- 【国民健康保険税(料)の減免】 *新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病をおった世帯
*新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の給与収入、事業収入、不動産収入または山林収入の減少が見込まれ、次のア～ウまでのすべてに該当する世帯
ア. 令和2年中の給与収入、事業収入、不動産収入または山林収入のいずれかが、令和元年中に比べて10分の3以上減少する見込みであること。
世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額が1,000万円以下であること。
イ. 世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること
*前年の合計所得金額に応じ、10分の2～全部の免除
ウ. 世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。
*前年の合計所得金額に応じ、10分の2～全部の免除

【申告期限の延長】

- 《申告所得税》 4月17日以降であっても、柔軟に確定申告書を受け付ける。
- 《法人税》 新型コロナウイルス感染症の影響により、法人がその期限までに申告・納付できないやむを得ない理由がある場合には、申請していただくことにより期限の個別延長が認められます。(国税庁HP「…期限延長手続きに関するFAQ」参照)

所得税・消費税ともにダウン ～「景気悪化」を反映～

令和元年分の申告所得税・消費税の申告状況は、いずれも平成30年分の申告を下回る結果となりました。所得税は、事業収入が97%とやや減少にとどまったものの、事業所得は84%、納税額は88%と大きく減少。①卸小売業で収入・所得は減少ながら一部業況回復で税額増加となつて比率を引き上げる結果となっています。②建設業・製造業はほぼ前年を維持していますが、農林漁業は苦戦しています。③飲食業はどうか持ちこたえて前年並み、運輸関連業は持ち直して健闘。サービス業は収入は維持したものの所得が大きく減少し、納税額は半減して③グループの税額を引き下げました。④不動産業は前年若干ダウンしたところを挽回した形となりました。

消費税は、10月増税の反動減ともいえる状況で、景気悪化による売り上げ減少のあおりを食う形となつて納税額が大きく減少しました（①税額増は上記状況による）。これまでの申告結果では、毎年消費税納税だけは漸増傾向でしたが、ついに消費税も納税減少の状況となったことが如実に示されました。

【所得税・消費税申告状況の前年対比】 (R1/H30 %) (件数は実数) 【一人当たり納税額】 (円)

事業区分	申告所得税 (%)				消費税 (%)			所得税	R1年分	30年分	
	件数	事業収入	事業所得	税額	件数	課税標準	税額				
①卸小売業	27	94	80	163	12	91	141	青	291,500	339,200	
②建設・農林・製造業	195	95	77	84	95	92	85	白	243,300	266,000	
③飲食・サービス業	111	103	93	51	28	93	96	平均	271,500	308,900	
④不動産業	99	108	103	101	2	103	72	(100円未満切り捨て)			
合計	432	97	84	88	137	92	88	消費	R1年分	30年分	
青白別	青色申告者	253	96	76	86	114	94	85	青	703,700	823,400
	白色申告者	179	101	107	91	23	80	106	白	605,400	573,000
								平均	687,200	781,400	
(100円未満切り捨て)											

～消費税・コロナ～ 卸・小売業に大打撃

《2019/12～2020/4期法人税・消費税申告状況》

2019/10月消費税増税の反映で、課税標準の伸びを上回って消費税額が増加しています。簡易課税では課税標準が前期を下回ったにもかかわらず税額は大幅な増加です。消費税額の伸長は個人の消費税申告と対照的です。（課税標準107%・税額129%＝本則課税）

法人税では、運輸・サービス業はおおむね好調で売上・所得が大きな伸び（売上117%・所得133%）となっていますが、卸・小売業は大きな欠損状態となつて前期比を大きく悪化（売上91%・所得2%）させています。全体では売り上げ104%・所得75%でした。（%は前年対比）

この集約結果は、10月の消費税増税、春先からのコロナ感染症の拡大に伴う緊急事態宣言による営業への影響が出始めた時期であり、今後決算期を迎える法人の決算の動向が憂慮されます。

10%への消費税増税に伴い、新たに「消費税率5%への引下げを求める請願」署名を取組んでいます。署名用紙を同封してありますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

職員がボランティア活動に参加

7月12日の日曜日、職員の田中茂雄と春木凌成の両名が人吉でのボランティア活動に参加した事をご報告します。

「前が見えない」ほどの大雨のなか朝7時半に菊池を出発、「人吉に辿り着くのか?」「ボランティア活動は可能なのか?」色々と考えながら高速で八代まで行くとそこから先は通行止め、一般道に降りお昼前にやっと現地に着きました。

午後には雨も上がり受付を済ませ向かった先は国登録有形文化財にも指定される老舗旅館。莫大な量の汚泥をスコップ、一輪車を使い土嚢につめ運び出す作業でした。

私たちの顧問先の皆さんもコロナウイルスの影響で経営不振や休業で苦しまれる様子を見てきましたが、この豪雨災害で更なる追い打ちをかけられた県南の地域の方々を思うと胸が痛みながらの作業でした。

機会をみて又、ボランティアに参加しようと思います。

田中茂雄 春木凌成



共同経理では、専門の税務については勿論、皆さんの身の回りで起きた困り事や悩み事に対するご相談に応じてお役に立ちたいと願っています。「大変」にならない前に、お気軽にご相談にお出下さい。

◎ 生活相談にも応じます

皆さまの日常生活の面での困り事や悩み事について、ご相談に応じています。特別な調査等で日時や費用がかかる場合以外は無料です。また必要に応じて弁護士や専門家のご紹介を致します。

◎ 相続・贈与は事前のご相談を

相続や贈与といった親族間の財産の移転に関する事項は、事後的なご相談が殆どで、場合によっては親族間の争い「争族」になったり、納税面での大きな負担になったりします。

事前に対策することによって、無用の争いを避け、経済的な負担を軽減することが可能です。ご相談に対応して、最良の対策をご提案することが出来ます。不動産の売買や名義の変更などの際にも、事前にお気軽にご相談下さい。

税務スケジュール

8月31日(月)

- * 6月決算法人の確定申告期限
- * 個人事業者令和2年分の消費税・地方消費税の中間申告期限

9月30日(水)

- * 7月決算法人の確定申告期限

11月2日(月)

- * 8月決算法人の確定申告期限

11月16日(月)

- * 所得税の予定納税額の減額申請期限

11月30日(月)

- * 9月決算法人の確定申告期限
- * 所得税の予定納税額の納付期限(第2期分)

1月4日(月)

- * 10月決算法人の確定申告期限

※ 無料法律相談のご案内

毎月10日(土・日・祝日は前後します)に弁護士による法律相談を受け付けています。ご希望の方は事前の予約をお願い致します。

今後の日程は、8月11日(火)・9月10日(木)・10月12日(月)・11月10日(火)・12月10日(木)となっております。

《受付: 12時30分から 相談開始: 13時から》

*お知り合いでお困りの方へもお知らせ下さい。

【編集と発行】

税理士法人 第一経営共同経理
〒861-1305 菊池市北宮 317-15
TEL 0968(25)1036
FAX 0968(24)5266

URL: <http://kyoudokeiri-tax.com>

参考にさせていただきますので、所報「きょうどう」に対する、ご意見やご要望をお聞かせください。